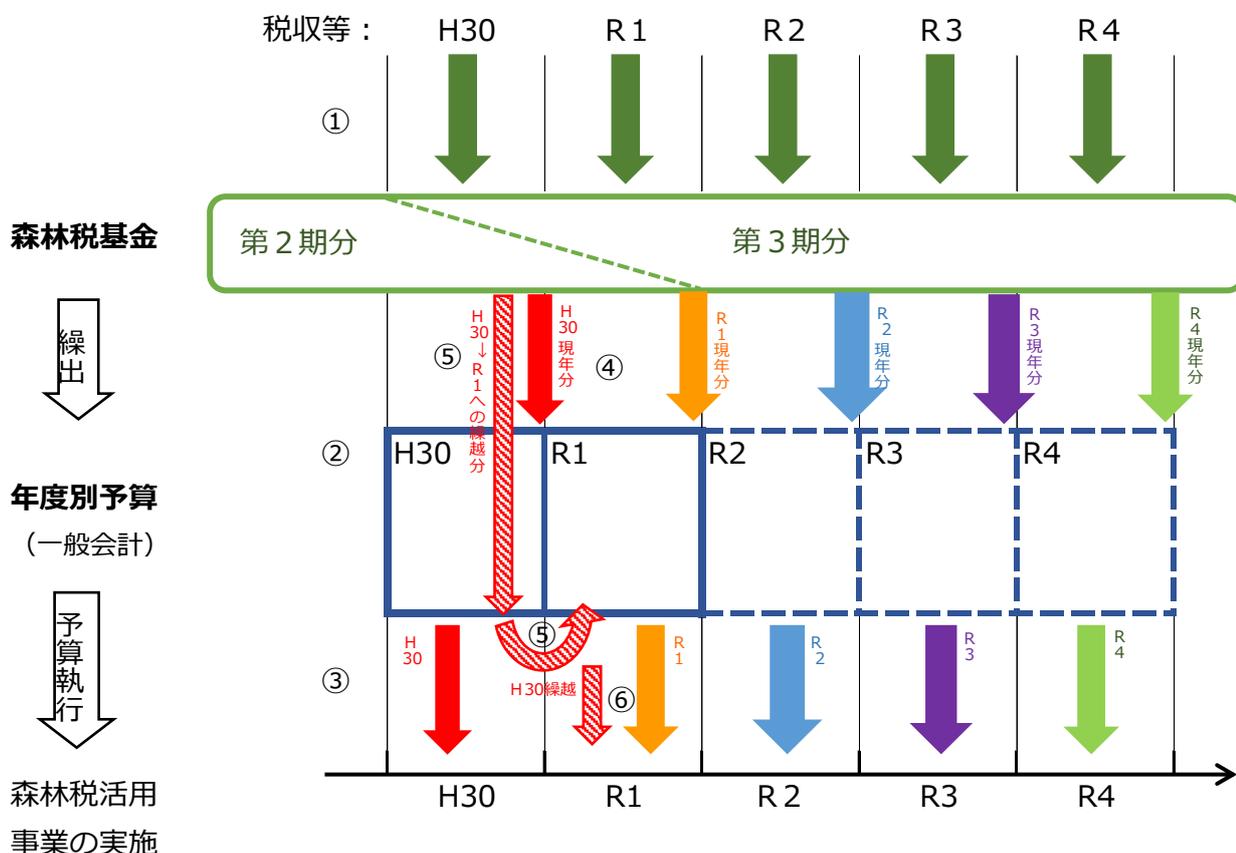


森林税基金の活用と予算執行及び事業実施の仕組み



- 森林税の税収は、用途を明確にするため『長野県森林づくり県民税基金』を設置して管理しています。(①)
- 一方、森林税を活用して実施する個々の事業については、年度ごとにその年度の予算の中で必要な予算額を設定し、事業を実施します。(②、③)
この予算については、森林税基金の計画的な活用を前提に編成しますが、あらかじめ予算相当額を基金から繰り出すのではなく、一般会計の中から事業ごとに設定された予算に沿って個々に事業を実施していきます。(③)
- 当年度の終了後に、森林税活用事業の執行額に相当する額を、基金から当年度予算へ繰り出します。(④)
- ただし、当年度予算による事業が年度内に完了せず、次の年度に繰り越して実施する場合は、予算上の繰越の処理が必要となり、この繰越のための予算は、一旦基金から当年度予算へ繰り出します。(⑤)
- この場合、次の年度には前年度からの繰越予算と当年度予算をそれぞれ執行していくこととなりますが(⑥)、基金残高に着目すると、繰越額は前年度末に繰り出し済となっています。